

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二六五
○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	
告 示	二六五
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	二六五
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	二六六
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二六六
○計量器の定期検査を実施する件	二六七
公 告	二六六
○随意契約の相手方を決定した件二件	二六六
○農用地保全施設等の管理規程を認可した件	二六六
福島県人事委員会	二六六
○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二六六
○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	二六九

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十一号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三三〇円」を「三四〇円」に改め、同表一の2の(一)中「六、
二八五、〇〇〇円」を「六、七七五、〇〇〇円」に改め、同表二の1の(三)中「一、一八
〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表三の3の(一)の表中「二八、七〇〇円」を「一九、

二〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六〇〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三
六、五〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四三、六〇〇円」に、「五三、九〇〇円」
を「五五、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」
を「三一、八〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「五五、八〇
〇円」を「五七、二〇〇円」に、「六五、三〇〇円」を「六六、九〇〇円」に、「八二、
二〇〇円」を「八四、三〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、
同表三の3の(一)の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を
「八、四〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」
を「一五、四〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二、六〇〇
円」を「二、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一一、九〇
〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二一、
八〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、
「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表六の2の(一)中「六五五、〇〇〇円」
を「七〇六、〇〇〇円」に改め、同表六の2の(二)中「三一八、〇〇〇円」を「三四三、
〇〇〇円」に改め、同表八の3の(二)中「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「一五、
〇〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同表
九の3中「二二三、八〇〇円」を「二二九、一〇〇円」に、「二七〇、九〇〇円」を「二
七五、二〇〇円」に改め、同表十一の4の(二)中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に
改め、同表十二の2中「一三八、三〇〇円」を「一三八、七〇〇円」に改める。
別表第二の一の1の(一)中「二三、五〇〇円」を「二四、一〇〇円」に改め、同表一の
1の(三)中「一六、〇〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同表一の1の(四)中「一四、
一〇〇円」を「一四、二〇〇円」に改め、同表一の1の(五)中「一五、七〇〇円」を「一
五、六〇〇円」に改め、同表一の1の(六)中「二八、九〇〇円」を「三〇、七〇〇円」に
改め、同表一の1の(七)中「二六、七〇〇円」を「二八、四〇〇円」に改め、同表一の1
の(八)中「二八、二〇〇円」を「二九、四〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる
生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ
せる機関を次のとおり指定した。

令和五年六月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションあやめ伊達	伊達市保原町字中村町一〇一六	令和五年三月一日
マインドさくらクリニック	本宮市本宮字万世一六〇番地一	同年五月一日
関根歯科医院	岩瀬郡鏡石町本町二四一―三	同年四月一日
ウエルシア薬局会津坂下東店	河沼郡会津坂下町字小川原九四五番地	令和四年二月一日
双葉町診療所	一 双葉郡双葉町大字長塚字町西四番地	令和五年二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年六月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
水野耳鼻咽喉科医院	白河市一番町二九	令和五年三月三一日
和田歯科クリニック	二本松市小浜字鳥居町四八	同年四月一〇日
さゆり調剤薬局	耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四二―六五	同月一日

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年六月二日から同年十月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エイトプロ福島本内店 福島県福島市本内字北町裏九番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役社長 柳沼 忠広
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役社長 柳沼 忠広
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年一月二十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百四平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 二十五台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 六十一平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 五・六立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前六時三十分
 - (二) 閉店時刻 午後九時三十分
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 一箇所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和五年五月十九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和五年六月二日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査
福島県知事 内 堀 雅 雄

石川郡石川町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	七月四日 午前十一時から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	石川町共同福祉施設
同郡古殿町		七月五日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	古殿町役場
同郡浅川町		七月五日 午後二時から 午後四時まで	浅川町共同福祉施設

同郡玉川村

七月六日
午前九時三〇分から
午前一二時まで
午後一時から
午後四時まで

玉川村役場

同郡平田村

七月七日
午前九時三〇分から
午前一二時まで
午後一時から
午後二時まで

平田村中央公民館

右に掲げる町村
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの

七月一〇日から八月九日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前九時から
午前一一時三〇分まで
午後一時から
午後三時まで

福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
石川郡石川町、同郡古殿町、同郡浅川町、同郡玉川村及び同郡平田村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月二日から一一月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(計量検定所)

公 告

公告第113号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
85,030,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（災害対策課）

公告第114号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システム運用保守業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
81,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（土木総務課）

公告第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第二項の規定により、大玉土地改良区頭首工管理規程について、令和五年五月十五日次のとおり認可した。

令和五年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称

大玉土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十五日から九月二十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、緊急時管理体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期すものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

（農村計画課）

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十一号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「福島イノベーション・コースト構想推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監 カarbonニュートラル推進監」に、「精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に、「総合衛生学院」を「精神保健福祉センター」に、「学院長」を「精神保健福祉センター」一 所長 次長」に改める。

次長 事務長」を「精神保健福祉センター」一 所長 次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十二号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

組 織	職
知事部局	一 会計管理者 二 理事 三 局長（地方振興局長を除く。） 四 危機管理監 五 風評・風化戦略担当理事 六 原子力損害対策担当理事
教育委員会	理事
警察本部	部長（警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方 警務官又は同法第六十二条に規定する警視の階級にある 者に限る。）
労働委員会事務局	事務局長
議会事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
企業局	一 局長

知事部局	組 織	職	二 理事
			一 局長 二 理事
<p>備考 この表に掲げる職は、法令にその定めがあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p>			二 理事
<p>一 技監 二 政策監 三 知事公室長 四 部次長 五 局次長 六 部参事 七 局参事 八 課長（兼務及び併任の担当課長を除く。） 九 室長 十 福島イノベーション・コースト構想推進監 十一 カーボンニュートラル推進監 十二 環境回復推進監 十三 再生可能エネルギー産業推進監 十四 食産業振興監 十五 空港利活用担当課長 十六 福島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成三十年福島県規則第十七号）による改正前の福島県行政組織規則第二十三条に規定する東京オリンピック・パラリンピック担当課長及び第二十三条の四に規定する復興住宅担当課長 十七 福島県行政組織規則の一部を改正する規則（令和三年福島県規則第五十二号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の三に規定する風評・風化対策監及び第二十三條に規定する復興推進本部担当課長 十八 福島県行政組織規則の一部を改正する規則（令和五年福島県規則第二十四号）による改正前の福島県行政組織規則第二十三條に規定する</p>			

警察本部	教育委員会（教育庁を除く。）	教育委員会	教育庁	出先機関	
					医療調整担当課長
一 総務監	<p>一 教育センター所長 二 特別支援教育センター所長 三 図書館長 四 図書館副館長 五 美術館長 六 美術館副館長（令和二年四月一日以後における副館長を除く。） 七 博物館長 八 博物館副館長（令和二年四月一日以後における副館長を除く。） 九 校長（福島県教育委員会の所管に属する学校に置かれるものに限る。） 十 福島県自然の家規則を廃止する規則（令和三年福島県教育委員会規則第十一号）による廃止前の福島県自然の家組織規則第二条第一項に規定する所長</p>	<p>一 政策監 二 教育次長 三 庁参事 四 本庁に属する課の課長 五 室長 六 所長 七 県立高校改革監</p>	<p>一 地方振興局長 二 地方振興局次長 三 福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第二十七條の表に掲げる出先機関の長 四 東京事務所次長 五 環境創造センター副所長 六 農業総合センター副所長 七 富岡土木事務所長 八 農業短期大学校長</p>		

企業局	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	人事委員会事務局	議会事務局	労働委員会事務局	
一 局長 二 局参事 三 本局の課長 四 事業所の所長	書記長	事務局長	一 事務局長 二 事務局次長	一 次長 二 課長 三 局参事 四 監査参事	一 事務局次長 二 課長	一 次長 二 局参事 三 課長	一 事務局次長 二 課長	二 警備監 三 統括参事官 四 参事官 五 参事 六 首席監察官 七 課長 八 研究所長 九 隊長(福島県警察の組織に関する規則(昭和三十三年福島県公安委員会規則第九号)第三十八条第一項に規定する隊長に限る。) 十 校長 十一 署長

病院局	
一 局長 二 課長 三 センター長 四 院長	五 福島県企業局組織規程の一部を改正する規程(令和三年福島県企業局管理規程第一号)による改正前の福島県企業局組織規程第五条に規定する販売推進担当課長

備考
 一 この表に掲げる職は、法令にその定めがあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。
 二 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則第二十二条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 (総務審査課)

